

(別紙)

「認定低炭素住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 14 項第 2 号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」(令和 4 年 5 月 20 日付け国住生第 77 号・国住指第 129 号)

新旧対照表

(傍線を付した部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>認定低炭素住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 14 項第 2 号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>今般、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。)、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下「令」という。)、及び租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「規則」という。)等の一部が改正され、認定低炭素住宅の新築等をした場合の住宅ローン税額控除の特例(以下「住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置」という。)については、認定低炭素住宅である既存住宅の取得を含め、認定低炭素住宅の新築取得等をした場合について新たに当該上乗せ措置の対象とされました。</p> <p>認定低炭素住宅について、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置及び認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除(以下「特別税額控除」という。)を受けるためには、認定低炭素住宅に該当するものであることについて確認するための書類として都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「都市低炭素化促進法施行規則」という。)第 43 条第 2 項に規定する通知書(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素化促進法」という。)第 55 条第 1 項の変更の認定があった場合には、都市低炭素化促進法施行規則第 46 条の規定により読み替えられた都市低炭素化促進法施行規則第 43 条第 2 項に規定する通知書。以下「認定通知書」という。)の写し及び規則第 26 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項に規定する証明書(以下「住宅用家屋証明書」という。)若しくはその写し又は都市低炭素化促進法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類を添付して確定申告を行うこととされています(規則第 18 条の 21 第 14 項、第 19 条の 11 の 4 第 3 項)。</p> <p>これらのうち、都市低炭素化促進法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類(以下「本証明書」という。)については、平成 24 年国土交通省告示第 1383 号によりその様式を定めてお</p>	<p>認定低炭素住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 14 項第 2 号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について</p> <p>今般、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。)、租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号。以下「令」という。)、及び租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号。以下「規則」という。)等の一部が改正され、認定低炭素住宅の新築等をした場合の住宅ローン税額控除の特例(以下「住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置」という。)については、認定低炭素住宅である既存住宅の取得を含め、認定低炭素住宅の新築取得等をした場合について新たに当該上乗せ措置の対象とされました。</p> <p>認定低炭素住宅について、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置及び認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除(以下「特別税額控除」という。)を受けるためには、認定低炭素住宅に該当するものであることについて確認するための書類として都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「都市低炭素化促進法施行規則」という。)第 43 条第 2 項に規定する通知書(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「都市低炭素化促進法」という。)第 55 条第 1 項の変更の認定があった場合には、都市低炭素化促進法施行規則第 46 条の規定により読み替えられた都市低炭素化促進法施行規則第 43 条第 2 項に規定する通知書。以下「認定通知書」という。)の写し及び規則第 26 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項に規定する証明書(以下「住宅用家屋証明書」という。)若しくはその写し又は都市低炭素化促進法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類を添付して確定申告を行うこととされています(規則第 18 条の 21 第 14 項、第 19 条の 11 の 4 第 3 項)。</p> <p>これらのうち、都市低炭素化促進法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋に該当する旨を証する書類(以下「本証明書」という。)については、平成 24 年国土交通省告示第 1383 号によりその様式を定めてお</p>

り、本証明書は建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行するものとされています。本証明書の発行に関しては、下記事項に十分留意するよう配慮願います。

また、本通知は令和4年1月1日以後に居住の用に供する場合の証明の取扱いについて定めるものです。同日前に居住の用に供した場合の証明の取扱いについては、「認定低炭素住宅の新築等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（平成25年8月8日付け国住生第217号・国住指第630号）をご参照ください。

なお、特定建築物についての住宅ローン税額控除の借入限度額の上乗せ措置に係る証明については、市町村長が証明を行うため、本通知ではなく、「認定集約都市開発事業により特定建築物を整備した場合の住宅ローン税額控除の特例に係る市町村長の証明事務の実施について」（平成25年8月8日付け国都制第40号、国住生第247号。最終改正：令和6年4月1日付け国都制第96号・国住生第386号）の通知を参照願います。

なお、本通知の内容については、関係省庁とも協議済みでありますので、念のため申し添えます。

記

1. ～4. (略)

5. 留意事項

(1) (略)

(2) 住宅用家屋証明書が発行されず、本証明書が必要となる場合について
(略)

①・② (略)

③ 床面積が40㎡以上50㎡未満の場合
(略)

(i)・(ii) (略)

一方、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置に係る床面積の要件は、法第41条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合にあっては、床面積が40㎡以上50㎡未満であることとされている（令第26条第30項第1号及び第2号並びに同条第32項）が、このような場合には住宅用家屋証明書が発行されないこととなる。

り、本証明書は建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行するものとされています。本証明書の発行に関しては、下記事項に十分留意するよう配慮願います。

また、本通知は令和4年1月1日以後に居住の用に供する場合の証明の取扱いについて定めるものです。同日前に居住の用に供した場合の証明の取扱いについては、「認定低炭素住宅の新築等をした場合の住宅ローン税額控除の特例及び認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項第2号の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（平成25年8月8日付け国住生第217号・国住指第630号）をご参照ください。

なお、特定建築物についての住宅ローン税額控除の借入限度額の上乗せ措置に係る証明については、市町村長が証明を行うため、本通知ではなく、「認定集約都市開発事業により特定建築物を整備した場合の住宅ローン税額控除の特例に係る市町村長の証明事務の実施について」（平成25年8月8日付け国都制第41号、国住生第249号。最終改正：令和4年5月18日付け国都制第29号・国住生第78号）の通知を参照願います。

なお、本通知の内容については、関係省庁とも協議済みでありますので、念のため申し添えます。

記

1. ～4. (略)

5. 留意事項

(1) (略)

(2) 住宅用家屋証明書が発行されず、本証明書が必要となる場合について
(略)

①・② (略)

③ 床面積が40㎡以上50㎡未満の場合
(略)

(i)・(ii) (略)

一方、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置に係る床面積の要件は、法第41条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合にあっては、床面積が40㎡以上50㎡未満であることとされている（令第26条第30項第1号及び第2号並びに同条第32項）が、このような場合には住宅用家屋証明書が発行されないこととなる。

④ (略)

以 上

④ (略)

以 上